

議案第67号

沼田市森林環境譲与税基金条例の制定について

沼田市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を財源とし、本市における森林の整備及びその促進に関する施策を推進するため、沼田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。